

会 報

公認会計士三田会

目 次

1. 会長就任祝賀パーティの塾長スピーチ-----1
2. ご挨拶 — 協会会長に就任して —-----中 瀬 宏 通-----2
3. 東京会会長就任のご挨拶に代えて-----中 村 忠-----3
4. “吾が懐かしき慶応義塾”-----中 村 忠-----4
5. つまらないゴルフの話
— ホールインワンとその記念品について —-----宇 野 皓 三-----7
6. 公認会計士の使命-----西 野 清-----8
7. 公認会計士三田会の有資格者の現況（その後）-----西 野 清-----10
8. 慶応義塾維持会ご加入のお願い-----12

会長就任祝賀パーティ塾長スピーチ

昭和54年度の協会役員選挙の結果、公認会計士三田会の会員の中から本部会長に中瀬宏通先生、東京会会長に中村忠先生が当選されたことは、発足してから日も浅い会としてまことに喜ばしいことであった。

去る7月3日、銀座交詢社において公認会計士三田

会の主催で両先生の会長就任祝賀パーティが開かれたが、当日慶応義塾より石川忠雄塾長が出席され、中瀬、中村両先生に対するお祝の言葉とともに、塾の近況について次のような内容のお話をいただいた。



今日、慶応義塾は順調かつ静謐に経営されているところであるが、学問、教育の府としてその内容を更に充実発展させるために、以下のようないくつかの施策を講じつつある。

第一には、大学の適正規模との関係から、経済法、商の各学部を削減する。これは経営的にはかなりのマイナス面もあるが、師弟の交流

を深め、学問の充実をはかるためには是非必要なことである。

第二には、慶応義塾の特色である一貫教育をさらにおし進め、大学の同一学年層の中で占める内部進学者の比率を高めたい。このためには塾の大学以外の諸学校の充実、増設が必要であり、そのための準備を進めている。

第三には、近い将来において、科学技術の進展に対応し得る充実した教育を行うために、現在の工学部を理工学部として発展させる企画をもっている。

第四には、かねてからの懸案であった新図書館を三田山上に建設することである。今の図書館は塾のシンボルとして貴重な建造物であるが、何分にも設備が古いので、新しい時代の大学の図書館に相応しい機能と外観を備えた建物を建築したい。

第五は、医学部附属病院を再建することである。これは全塾的な大事業であり、多額の財政支出を

必要とする。図書館の建築等は塾の財政規模の中でまかなって行く予定であるが、この病院の建設にあたっては多数の塾員各位に財政的な援助をお願いしなければならない。

以上、現在の慶応義塾が取り組んでいるいくつかの施策を中心に、塾長自身からお話を伺ったのであるが、公認会計士三田会の会員各自、学窓を去ってから遠きもの近きもの等しく愛する慶応義塾がますます充実発展して行く様子を知り、心強く感じた次第である。

(森重 栄記)

ご 挨拶

— 協会会長に就任して —

昭22経済 中 瀬 宏 通

本年5月、日本公認会計士協会の本部役員選挙が行われました。わたくしは、三田会のみなさまほか協会会員諸先生の多大なご支援をいただき、お蔭様をもちまして、圧倒的多数票を得て会長に就任いたしました。

東京会の会長には既に、三田会代表世話人の中村忠先生が就任されており、ここに協会本部並びに最大の支部たる東京会の両会長が塾員であるという、自ら申すのも潜越ですが、誠に同慶のことに存ずる次第であります。

みなさまのご支援に対しまして、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

また、7月3日にはわたくしたち両名の会長就任を祝うパーティを開いていただきまして、誠に有難うございました。

このときには塾員多数と、石川塾長、堀江常任理事及び河野秘書課長のご出席があり、和気藹々たる雰囲気の中で誠に楽しい時間を過ごすことができました。

さて、このときに中村先生がご挨拶のなかで、「わたくしは身びいきの強い人間でして……」と

冗談を云われ、みなさんから笑いと拍手を得ておられました。これははしなくも塾員の本質に触れられたような感じがいたしました。

福沢先生の「学問のすずめ」遺稿に、「内は忍ぶ可し外は忍ぶ可からず」という言葉があります。ご承知のようにこれは、内々のことは軽小事であるから兄弟喧嘩をしてもよいが、少々のは目は瞑ってもよい。然し、外に対することは重大事であるから、毫も譲ってはならない……というような趣旨であります。ある場合には身びいきともなり、ある場合には和を説くことともなりましょう。

わたくしは塾員として、三田会の一員としてのみならず、会計士協会の会長としてもこの福沢精神に則って、協会の運営、監査問題の処理、税理士問題の解決等を図って参りたいと考えております。

以上御礼の言葉と所信の一端を述べまして、会長就任のご挨拶といたします。

(おわり)

東京会会長就任のご挨拶に代えて

東京会会長 中 村 忠

前の年の12月から選挙が始まり、翌年の2月21日に開票が行われ、5日程経って当選の通知があり、5月24日の総会で就任するまで、その間3ヶ月。気が抜けました。三田会の先生方には、更に相当日数が経ってから就任の御挨拶を申上げる次第、誠に気が引けますので、最近の東京会の会務の状況を御報告申し上げ御挨拶に代えたいと存じます。

就任後、真先に手を染めた仕事は、事務局の整備で、整備の第一目標は賃銀及び退職金制度の見直でした。

東京会の就業規則では上半期のボーナスは6月15日に支給することになっておりました。

早速事務局長が、今期の賞与支給原案を会長である私から初めて、担当副会長に持ち廻って原案の承認を求めて参りました。

従来慣習がどうであろうと、私はこのような承認方法はとりたくないの、早速副会長全員及び経理担当の常任幹事の合同会議の下に決定することに致しました。勿論この席には事務局長は遠慮して貰いました。

驚いたことには連続して2期、3期副会長でいながら、事務局員の給料について、全く知らされていない方が殆んどであったということです。

また従来、東京会が独自の方法で規定されていた退職金については、見直しの必要があり、去る8月31日に改訂版が事務局原案として石綱副会長の手許に提出された様子です。

改訂については、岡田事務局長が惜しまず協力してくれました。第2目標は事務局員の一部配置転換でした。

東京会会長就任に際し、事務局員に挨拶したとき、私は事務処理の経過責任は局長にあって、日

常業務は勿論、事務処理上会長決裁事項についても事務局長を経て提出することを通達して置きました。それにも拘らずこの配置転換に絡んで、直接私に本部に移籍を求めて来た職員がありましたし、会務に関する経費支出を直接私に決裁を求めて来た例もありました。

大事な会費を一事務員が御手軽に処理する体質があるとすれば絶対に許すべきではないと思ひ、この際人心を一新する意味も含めて配置転換を実行しました。続いて会務関係について御報告申し上げます。

東京会の会務の第一は会員の業務の充実、第二は親睦、第三は本部との連絡です。

業務の充実には二つの意味があります。その一つは業務の拡大であり、他の一つは会員の日常業務に利便を計ることです。業務拡大の具体的方法として、知事、区長の訪問があります。

先般、新潟でブロック会議が行われました。その際、新潟県庁を訪問し、県知事及び関係部署を訪ねました。君知事に県所管の金融機関（信用組合、農協）について公認会計士の活用をお願いしましたところ、大変興味を示され、早速具体的調査にかけたい旨の回答がありました。勿論小規模金融機関は相当の危険を胎んでおりますが、私たち業界の中に監査業務について未だ飢餓感が残っている以上、食べられるものは一応食卓に供すべく努力するのが、私の役目と考えています。中毒するかどうかは、食べる方が上手に選り分けて頂けるものと思っています。知事、区長の訪問を継続的に実行して参ります。

東京会が本部と違う点は会員のふところに飛び込んで日常業務に役立つものを迅速にお届けすることと会員同士の親睦を深めることだと思います。

幸にしていま私の手許に「内部統制質問書」が届いております。これは二年以上の才月をかけて、藤井博先輩を中心に東京会の委員がまとめたもので、これを至急資料集として発刊したいと考えております。また小規模企業で使用するEDPシステムの研究を生産者と東京会との間で進めています。

従来、EDPと言え、兎角大規模企業の独占と考えられていますが、端末機は電卓程度、本機は複写機程度で誰でも扱え、しかも極めて低廉なものを本年の12月末日までの期限内で開発を急いでおります。

親睦業務が単に閑人の遊び場を提供するに過ぎない結果になっては、不本意です。もっとも会員に閑人などいる筈はありませんが、特に一年中仕事仕事で追われている若い人達が参加出来る親睦の方法があったら、是非お教え下さい。

本部は東京会からの建議をちっとも採用しない。本、支部間の連絡はあまりよくない、このような話を皆様はお耳にすることはありませんでしたか。全国の会員を統括し、対外的な活動もあわせて行っている本部と、その地域に属する会員のことだけ考えればよい東京会とは、時には意見が噛み合わない場合もあります。

何故噛み合わないかという理由の解明をしないで、一方的な意見が建議として出されても受取った側では、ノー・コメントにならざるを得ないと思います。

例えば、東京会選出の本部理事のうち半数は部会長が無条件に就任するとか、協会を連合会に改組するとかの意見が建議されて、結果として期待した解答が得られないからといって、直ちに、本支部の連絡が悪いということになるかどうかは、自明のことと思います。

中瀬先生が本部会長であり、私が東京会の会長であり、藤井先輩や村山先生が本部の主要な役員についている現在の状態で、本、支部間の連絡が悪いという現象が起きたら、協会の機構そのものを根本的に見直す必要があるか、又は私の不精のせいかどちらかであります。もし、私の不精のせいでしたら十分に御叱声を賜りたいと思います。御挨拶を申し述べる積りが、御挨拶とは大分程遠い会務報告に終始して、大変お耳ざわりなことと存じましたが、今後御期待に沿うよう努力致しますから、何卒旧に倍する御支援の程お願い申し上げます。

昭和54年9月

“吾が懐かしき慶應義塾”

昭18経済 中 村 忠

I 入学試験

私は残念ながら予科からの生粋の塾生ではない。横浜市立商業専門学校を経て、経済学部編入入学をしたので、塾生であったのは僅か2年半に過ぎない。

このとき全国の官公私立の高商から約130名の志願者がいた。試験科目は英語（和訳、英訳）第二外国語（独、仏、西等の選択）経済学、法律学、

簿記及び論文であった。出題教授が誰であったかは明らかでないが、簿記だけは三辺金蔵先生であることは間違いはない。

過去9年間の簿記の出題傾向を調べたら、独自平均元帳と多桁式現金仕訳帳の記入要領が、繰返し出題されていた。ちょっと調べれば、簿記は満点とれる筈である。何んと単純なことよ。

英語ではびっくりした。長さ50cmの勤進帳のよ

うな長い用紙に、英文、和文とりませせてびっしり、しかも2枚もある。尋常の勝負に及んでいては到底間に合わない。読みながら解答して、丁度タイムリミットであった。後年公認会計士試験でこれと同じような経験をした。

第2外国語の独乙語はヒットラーの「マイン、キャンプ」の抜萃だったと思う。

口答試問の担当教授は三辺先生であった。

“君は何故慶応義塾を受けたのかね”

“私の父も本塾のお世話になりました。福沢先生の御精神は、よく分っております”

正に優等生の模範回答である。

発表の日

掲示板には、僅か13名。

南無親父大明神。南無福沢大明神。

昭和16年1月のことである。

II 入学当時

13名のための入学式は、特に催されなかった。4月の初旬に、いままでの学生服のボタンだけ取替えて登校したら、いきなりD組に編入された。

当時全学生の数は1万人。

経済学部は700人と言われていた。

この中で、私は、ひとりぼっち。予科の出身者は、お互にワイワイやっているが、私には全く顔見知りはいない。そのうち私と同じような、不安な顔付きがいるのに、何となく気が付いた。あとで名乗り合ってみると、みな、高商から来たものばかり。名古屋高商、横浜高商、和歌山高商、大阪外語。

予科出身者の中に親切なのがいて、何んとかく世話をしてくれる人がいた。この人は、後年私の人生に大変な影響を与えた人である。

その名は、森茂君。

III 森君のこと

当時の森君は極めてダンディである。

長髪で、カラーの高い、身体に合った学生服の上衣に、薄いねずみ色のフラノのズボン、それに

茶色の靴。典型的なモダンな塾生。

それに較べて、私はボタンだけ取り替えた専門学校で3年も着古した学生服、黒い靴。全く、鶯とカラスの譬えどおり。

こんな私のどこが気に入ったのか、福沢先生の肖像のある図書館にも、演説館にも、食堂にも連れて行ってくれた。

その時、「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」という福沢先生の直筆の書を図書館で見たような気がする。

ただ、彼とは銀座まで交際う積りはなかった。若様のお伴をしている書生に見立てられては降参なので。

IV 森君との再会

戦後間もなく、シャープ勧告による申告納税制度が始まった。青色申告の記帳要領について、下谷区役所で講習があった。

講習会場に森君が入って来た。

“よう お久しぶり。君も講習を聞きにきたのか”

“いやなに、俺は講習をやりに来たのさ、帰りに話しがあるから、待っている”

というまま、待っていたら、彼から昭和24年から始まる企業経理の開示制度と公認会計士制度創設の話聞き、その気があるなら、公認会計士試験のため、一緒に勉強しようとするめられた。そのとき彼は、会社を辞めて、東京都の商工指導所に勤務していた。

それ以来、私は家業を妻に譲り渡し、森君の仲立ちで、宮坂保清氏を中心に、清水尚道氏、関口秀夫氏、故有田富士夫氏と結び付いて、現在の道を選んだのである。

V 再び森君のこと

私は慶応義塾大学経済学部2年の春に、旧姓田中由子(みちこ)と結婚した。府立第一高女高等科を卒業したばかりで、私より2才下、時には2才半下。

妹に良子という人がいた。

ある日、良子嬢が、

“お義兄さん、同級生に森茂さんというひといる”と聞かれた。

“あゝ いるよ”

“素敵ね”

“あれは気障だよ”

“気障でもいいわよ”

“一体 どこで知り合ったんだ”

“銀座よ”

“どうして”

“私のハンカチを拾って下さって、それからお茶に誘って下さったのよ”

“一人か”

“私はお友達と二人、あちらは一人”

“あきれたな”

“お義兄さんは何にも言うことないわよ”

誠にごもっともである。

二、三日経って、校内で森君と会った。

彼も、私の義妹であることを知っていた。その後しばらく交際していた様子だったが、戦争が二人を引き離した。

彼女は美人であった。薄命であった。

戦後、私と森君と旧交が回復したときは、もう彼女は王国の鍵を手にしていた。

VI 勉学について

小泉先生の社会思想史を除いては、余り興味が湧かなかった。学部の学生は出席点呼がないので気が向かなければ、授業に出る必要はない。

和服の着流しで、浮世絵の話しなどされる高橋先生の講義は、当時塾の看板だったが、私には分らなかったし、また面白いとも思わなかった。

戦時中で思想取締が厳しい折だったが、小泉先生は、ロバート、オーエン、マルクスの価値感や社会改革思想を平気で話ししておられた。そして人間の尊厳と真の自由とは何であるかを示して下さい。これだけで、塾生となった価値があった。

VII 幻の門

幻の門というのがある。

当時の正門で、三田四国町の通りに面した謙虚な構えの小さな門である。

現在の格納庫の扉みたいになだらかで広い、人を呑み込む、鰐の口みたいな機械的な門ではない。

その門を通ると、だらだら坂が続く。登り切ると塾監局の前に出る。そこに大きな銀杏の木があった。右手に図書館がある。この図書館には屢々通った。

もっぱら文学書ばかり読み涉った。ゲーテや、ツルゲーネフ、チエホフ、ロマン・ローラン、ジイド、時にはデッケンス、ギボン、志賀直哉、阿部次郎、倉田百三から、馬琴、中里介山まで。

午後になると、銀杏の木のところで、待合せ。そして映画をみるか、寄席へ行く。そのあと銀座で夕食。時には月ヶ瀬に寄る。だから当時私の奥さんは食事の仕度からは解放されていた。

VIII 青春との訣別

そのうち、それにも倦きて、何にかしたくなった。

そこで国家試験を受けてやろうと考えた。首尾よく司法官試験に合格すれば、直ちに陸上勤務の法務中尉になれる。兵隊生活から解放されると考えた。

旧国会議事堂の試験場へ2日通った。2日目に高熱が出た。難解な問題のせいではない。猩紅熱のせいである。駒込病院に隔離された。不合格の言い訳のいい材料となった。

翌年9月に繰上卒業。

その頃になると、昭和初期のロマンを秘めた幻の門の前には、現実的な剣付鉄砲を持った歩哨が立つようになった。

そして、私の青春、私の三田は消え去り、二等兵としての私の始まりがあった。

つまらないゴルフの話

— ホールインワンとその記念品について —

宇野 皓三

プロゴルファーのホールインワンは、いわば入るべくして成るものであろうが、アマチュアの場合は、たまたまそこにホールがあったとか、時としては不幸にも入ってしまったとかということであるらしい。もとより、スイングしてもボールに当たらない人や、九十度の角度で左右に打ち分けるような球筋を持っている人には本来的に縁のない話ではあろうが、多くの場合は、プレーヤーの意思には係りなくホールインワンの偉業が達成されるといえよう。

また、プロは多くの観客の賞賛を受け、競技主宰者より相当額の賞金が出るのが通例であるが、アマチュアは、その場に居合せた数人の仲間の祝福があるとしても、通常はパーティだの記念品だのと相当額の出費が伴うものようである。意図せざる出来事に遭遇した当人が、お祝いをしなければならぬというのも変な慣行といえよう。このアクシデントに対処して、かって一時期ホールインワン保険が盛んに売出され可成りの話題となったことがあるが、今は全く下火となっている。その原因は、保険金の支払いが嵩み商売として成り立たなかったということであるらしい。考えてみればこの保険に入ろうとする人は、少なくともその危険をいさかかを感じているからこそであろうから、いわば生命保険が、死期の迫った人達だけを加入させてしまったようなもので、当分死にそうもない人達、つまり生涯ホールインワンの可能性の少なそうな人達を、なるべく沢山口車に乗せて加入させないことには収支相つぐなわないこととなるのだろう。

ホールインワンの形態も千差万別であろうが私の知人にこんな話がある。

グリーンの手前に左手から崖がせり出してスタ

イミイとなっており、その内懐にホールがあるのでティグラウンドからは見通せない。打ったボールはフックして崖の中腹を彼方へ飛び去り、キャディには「お客さんOBラインすれすれですね」といわれる始末。グリーンに近ずいてももとよりボールは見当らず、打ち込んだとおぼしき場所を皆で丹念に探したがこれも見当たらない。その時、実にイヤな予感がしたのでもしやと思いホールの中をのぞくと、紛れもない吾がボールが落ちていた。「感激もなにもあったものではない。たまたま通りすがりの誰か意地の悪い奴が、すっとなん狂に飛んで来た球を面白半分に投げ込んで、素知らぬ顔で逃げたのではないかとさえ思った。」彼の嘆きを聞きながら手渡された記念品が、何とも貰い難かった記憶がある。

昭和52年9月21日、愛鷹シックスハンドレッド17番ホール143メートル。当日は中瀬宏通先生が幹事で開催されたCPAのコンペであった。組合せメンバーのお一人は斯界の大先輩後藤岩男先生、もう一人は現在わが三田会の事務局長をお引受け下さっている戸谷明氏である。風がややアゲインストであったため、私はクリークで打った。グリーン上でバウンドした白球が次の瞬間フッと消えてしまった。「お客さん入ったみたいですね」。キャディの無責任な声を聞きながら、「こりゃエライことになった」と、ともすれば据り込みたいような気持を押えてしばし茫然たる思いであった。「やった」という喜びがなかったといえれば嘘になる。しかし、吾がゴルフ水準を熟知している身にすれば、それを上廻って「やってしまった」という気持ちのあったというべきが偽らざるところである。

数えてみればかれこれ7、8人の方々からホー

ルインワンの記念品を頂いている。それぞれ特長があり苦心が忍ばれる。忍ばれるといったが、現に記念品を何にすべきかの選択に迫られた時初めて身につまされて感じたことで、それ迄は、下さった方には失礼に当るだろうが、妙なものをと思ったこともなかったとはいえない。

世の中には親切な人がいるもので、早速プロショップを紹介して寄越してくれた。瓢箪と駒の組合せはどうか。いろは歌留多じみている。ボール1個はどうか。ボールインワン洒落にもならない。ホールインワンと染め抜いたタオル2枚に、それぞれトイレ用寝室用と縫いとったらどうか。ユーモアを解さない向には当方の品性を疑われる危険がある。

あれこれ迷った結果、ありふれてはいるがグリーンマーカーに決めた。グリーン上のボールを拾い上げる時、その位置を示すために残す画鋏のような形をした例のあれである。不幸なるホールインワンのみには不要でゴルフの必需品であることを抛り処としたものである。

私がホールインワンの怪挙を行った日のコンペには、当三田会の中瀬治通会員（中瀬宏通先生のご長男）がおられた。共にラウンドはしなかった

が当日がゴルフでの初対面であった。それから程なく日高カントリークラブで、当三田会のコンペを行った際、彼は私のすぐ後の組で廻り、これがゴルフでの2度目の対面であった。東コース2番ホール160メートルパー3。我々はホールアウトした後他の3人は次のホールへ歩み去ったが、私は何やら怪し気な予感があったので1人残って中瀬君のショットを見ていると、打球は可成りフックしてグリーンへオンし、そのまま斜めにランした。何とボールの行手にピンが立ち穴が開いているではないか。白球は軌道の陥穽にのめり込むようにして消え去った。嗚呼！かくして彼は輝かしいしかも2度目のホールインワンを心ならずも達成されたのである。ここに心ならずも書いたのは、後日彼がその記念にと当三田会へ非常に立派な会旗を寄贈されたことによる。多分、フロックであったからフラッグをと彼は考えたのではなからうかと、私には思えるのである。

ホールインワンでは、中瀬君と2度にわたりかかる奇縁があるため、「また一緒にプレーしましょう」という彼の誘いに対して、お互いのために生返事をしているのが現状である。

公認会計士の使命

昭22経済 西野 清

今年には弁護士法が新法として公布されてから30周年になっているが、その新法の第一条で「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」ことを明記し、その「使命」を高々と謳っている。

一方、税理士法をみると、先般の国会で改正案が不成立に終わってはいるが、その改正案の第一条の見出しを「使命」とし、「税務に関する専門家として独立した公正な立場で、納税義務者の信頼

にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」の規定に改正し、弁護士法と同様に、その「使命」を高々と謳歌していたことに注目せざるを得ない。

以上の如く弁護士法が新法改正の時に、税理士法が改正案として、それぞれ第一条において「使命」明記し、高々と謳歌しているのにも拘らず、遺憾ながら、公認会計士法においては何の因果か、これに関する規定が存在しないまま放置されてい

るのである。

公認会計士が、①監査証明業務、②会計指導業務、③税務業務、④経営助成業務を通じて職業的会計専門家として、真実性の原則に則って、一般に公正妥当と認められる基準と公正なる会計慣行を確立し、会計実務面から、社会正義と経済発展のため社会的使命を果たすことが、今日、強く要請されている。

この公認会計士の「使命」について、改めて、当該関係者がその英知を出し合って然るべき明文規定を検討・審議され、これを公認会計士法第一条に明記してゆくことが、この際は是非必要であり、これが出来て初めて、公認会計士法は弁護士法とも同格になるのである。

弁護士法が旧法から脱却して新たに新法を制定する形で、30年前に再スタートした時に「使命」を極めて高々と謳ったことにより、弁護士は社会的にも一段とそのレベルが高まったと云われている。これが動機ともなって、優秀な若い人材を育てる契機にもなっており、吾々もこれを見習わねばならない。

公認会計士法にこの「使命」の規定がなく、弁護士法の新法にこの「使命」の規定が入り、この間、30年間のひらき、おくれが出ている。

しかし、この30年のおくれはあっても、弁護士法の後に続いて、公認会計士法もこの際、同様に「使命」の規定を高々と謳って、この遅れを是非取戻さねばならない。

この「使命」の明記に関連し、「税務業務規定」の明記も同様に重要なので、一言つけ加えたい。

日本公認会計士協会は重点施策の中で「公認会計士の資格をもって税務業務が行なえるよう、法改正を期し、当面、その方途として通知公認会計士への移行を促進する」を第七年度より第13年度まで明示していた。

しかし、本年度の重点施策を拝見すると、これに変更が加えられ、「法改正を進める」ことに修

正されており、それ以下は全文削除の形となっている。これは税理士法改正案が国会に上程され、通知公認会計士制度の廃止が打ち出されたことが原因になったと思われる。

本年2月、協会の尾沢会長の発議で協会内に公認会計士法改正調査会が新設されている。その契機は前述の税理士法改正の動きが原因していると思うが、その改正事項として、前述の「使命」の明記同様に「税理士業務」の規定があげられる。即ち弁護士法を拝見すると法第3条第2項に「弁護士は、当然、税理士の事務を行うことができる」旨の規定が明示されているので、この規定と同様に、公認会計士法に於ても、その「職務」について、同様な規定をこの際、新設してゆくことが望まれる。

公認会計士の「職務」は諸外国にてもそうであると同様に、独占業務たる監査業務だけに止るのではなく、税務、マネジメント・サービス、会計業務が実施しており、広く「会計」を通じてその役割を果たしてきている。この際に、この現状を直視し、これらを含む「職務規定」を新しく、制定するよう希望したい。これらの規定を盛りこんで、法体系全体を改めて見直しする必要が痛感される。

前述の通知公認会計士制度は税理士会入会は不要だが、税理士登録は要求されている。これに対し通知弁護士制度は右入会も登録も必要としていない。これは弁護士法第3条第2項の規定により、前述の如く、当然に云々が明示されているからである。

従って日本公認会計士協会が、弁護士会と同様に、昭和41年度に特殊法人になった以上は、同様な主張を以って、今日、公認会計士は弁護士と同格の規定をもつよう働きかけるべきである。この通知公認会計士制度は、改正案が万一、成立すれば3年後には廃止されることになる。本来この制度は、公認会計士が公認会計士の資格のみで、

「税務業務」が行える旨が規定される迄の間の制度であり、従って右改正案が先行する前に、公認会計士法自体が当然に見直しされねばならない。この税理士法改正の攻勢を降りかかった火の粉として見ないで、自らの力で打開してゆく課題として、これに取り組む必要がある。

以上要するに、公認会計士の「使命」と共に「職務」について改めて公認会計士法の規定を見直ししてゆく。これを重点項目として法第1条「使命」から書き直してゆく。これらの根本的改正を行うには単なる法改正の形としてではなく、弁護士法の旧法から新法への歩みと同様に、あくまで公認会計士法が、現在の旧法の体系から脱却して新たに新法として制定されることが強く要請され

る。茲に「新」公認会計士法制度が叫ばれる所以がある。

この「新」公認会計士法制定にはこの他にも織り込まねばならぬ項目も多々あるであろうが、最少限この「使命」と「職務」の明示が必要なのである。これが明記されることにより公認会計士が弁護士法30年前の旧法改正時と同様に、改めてその「使命感」を強く再認識するは必至であり、これと同時に四本立ての「職務」もより充実化されてくるのであり、これを大いに期待致したい。この「新法制定」に向って精力的に取り組んでゆくよう関係者に強く訴え続けねばならない。

以上

公認会計士三田会の有資格者の現況

昭22経済 西野清

1. 昭和53年9月19日現在に於ける公認会計士の現況は協会資料によると次の如くである。

(イ) 公認会計士有資格者数

試験別	合格者数	死去数等	現在数
(1) 3次試験	4,215	289	3,926
(2) 特別試験	1,042	253	789
(3) 特例試験	1,204	136	1,068
合計	6,461	678	5,783

(ロ) 会計士補有資格者数

(1) 2次試験合格者数	6,795	(会計士補)
(2) 2次→3次合格外	(-)3,822	
(3) 2次試験合格現在数	2,973	(会計士補)

注：上記の外に、9/28付大蔵省発表で283名

が2次試験新規合格者として発表された。

そのうち少なくとも29名は塾出身者である。

(ハ) 日本公認会計士協会登録者数

(1) 公認会計士有資格者数	5,783
未登録者数等他	(-) 104
公認会計士登録者現在数	5,679
(2) 会計士補有資格者数	2,973
未登録者数等他	(-) 746
会計士補登録者現在数	2,227
(3) 監査法人登録現在数	56
監査法人内公認会計士数	1,871

(ニ) 3次試験受験・検定合格者数

3次受験・検定合格者数	1,507
検定合格→3次合格者数	(-) 729
検定合格者現在数	778

2. 公認会計士、会計士補の登録者数は上記の如くその全国総数は7,906名に及んでいるが、この中であって我々、慶応義塾出身者の現況は協

会資料によると、次の如く 600 名の大台を突破するに至った。

(イ) 慶応義塾出身者の現況

資格別	全国数	慶応義塾出身数	%
公認会計士登録数	5,679	331	5.8
会計士補登録数	2,227	285	12.8
合計数	7,906	616	7.8

公認会計士は前回報告に比し、20人が新たに登録手を完了している。登録順に列記すると次の諸氏である。

(ロ) 慶応義塾出身の新規登録公認会計士一覧

氏名	学部	年度	氏名	学部	年度
山田 正嘉	経	45	高瀬 敬介	法	42
吉川 洋志	経	50	安楽岡雄三	経	34
星野 茂	経	46	西浦 孝充	経	46
飯島 秀幸	法	46	亀井 準	経	36
衣笠 順博	経	51	川端 隆一	商	48
大石 豊	経	46	塚原 雅人	経	46
佐藤 裕一	商	48	高橋 慎吾	商	42
野村 滋	商	50	小出 豊	経	49
菅原 邦彦	経	49	横井 直人	商	50
渡部 健志	経	44	梶川 融	経商	49 51

(ハ) 慶応義塾出身・公認会計士登録順一覧

登録番号	人数	累計	登録番号	人数	累計
1～500	12	12	3501～4000	7	103
501～1000	10	22	4001～4500	28	131
1001～1500	14	36	4501～5000	34	165
1501～2000	14	50	5001～5500	53	218
2001～2500	17	67	5501～6000	61	279
2501～3000	19	86	6001～6400	52	331
3001～3500	10	96	総合計数		331

上記一覧で明らかな如く、公認会計士の登録

番号で、5000番台以降が166名もおり、全体数の丁度半数を占めていることが分る。

3. 慶応義塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は上記の如く、616名に迄成長しているがこれを区分すると次の如くである。

(イ) 公認会計士三田会加入区分一覧

(1) 東京会所属公認会計士数	281
(2) 東京会以外(地方会)所属会計士数	50
合計数	331
(3) 三田会加入・東京会所属数	155
(4) 三田会加入・地方会所属数	26
合計数	181
(5) 三田会未加入・東京会所属数	126
(6) 三田会未加入・地方会所属数	24
合計数	150

(ロ) 会計士補登録者数は285名前後になり、そのうち協会に入会している準会員は268名と報告されている。(未入会17名)我々の三田会に入会している会計士補は現在86名であるが、今後更に1人でも多く入会されるよう期待している。



慶應義塾維持会ご加入のお願い

拝啓 秋冷の候益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴台におかれましては、平素より義塾のため格別のご援助をいただき厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、慶應義塾維持会は明治34年発足以来、80年の歴史をけみして参りましたが、維持会が義塾財政の改善に果す役割はこれまで以上に大きくなっており、義塾では塾員はすべて維持会員になっていただくとうと鋭意加入運動を推進いたしております。

特に最近の義塾は、ビジネス・スクールの大学院経営管理研究科昇格、帰国子女の受け入れ体制の発足、新図書館計画、中学・高校を一貫する新しい中等教育の創設計画、工学部の理工学部への発展計画等、研究・教育の充実に最大の努力を傾けております。

これら最近の義塾の動静は、会員に毎月お送りしております義塾の機関誌「三田評論」を通じてご承知のことと存じますが、皆様のご意見をお寄せいただき、塾員各位との交流を一層深めたいものと願っております。近年、維持会員は増加の一途を辿っておりますが、貴台におかせられましても、引き続きご継続いただき、これ

らの計画完遂のためにお力添えいただければ幸いです。何卒義塾の発展のために格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

なお、53年10月に開催された維持会役員会において、会費が4年間一口4万円と改定されましたが、1年1万円とお考えのうえ、年2回各5千円の8回分納が便利かと存じご案内申し上げます。

末筆ながら、貴台のご健勝とご隆昌の程お祈り申し上げます。

敬 具

昭和54年10月

慶 應 義 塾

塾 長 石 川 忠 雄

維持会会長 横 田 郁

公認会計士三田会

代表世話人 中 村 忠

同 村 山 徳五郎

同 宇 野 皓 三

※ご連絡は慶應義塾維持会 ^{こぐれ}小樽 (453-0359)

又は中嶋 (453-0360) 両氏までお願い致します。

